

みんなの要求みんなて実現！ 広げよう共同の輪！

大阪春闘共闘ニューズ

No. 5

08年12月26日

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2
国労会館1F 大阪労連気付
TEL 06 (6353) 6421 FAX (6353) 6420

大阪の大企業派遣切りアンケート返ってきています

12月19日に大企業127社に発送した雇用守る要請と雇用調整アンケート。現在、8社からアンケートが返ってきています。ほとんどの会社はリストアはないとの回答ですが、ある建設業大手会社からは、最近、派遣労働者など有期雇用労働者を162人削減、最近、正社員を460人人員削減した、とのアンケートが返ってきています。

自治体からも

22日に郵送した雇用問題での自治体要請書に対し、本日26日午前、東大阪市から関係部局に伝えるとの電話がありました。

反貧困ネットワーク「生活保護の積極利用を求める緊急声明」に賛同続く

春闘共闘ニュースNO4でお知らせした上記の声明に、「もやい」などと共に「大阪労連」も賛同者として掲載されていますのでお知らせします。なお、この賛同者一覧は反貧困ネットワークのMLで流されています。

～生活保護の積極利用を求める緊急声明～

生活保護問題対策全国会議	代表幹事	尾藤 廣喜
近畿生活保護支援法律家ネットワーク	共同代表	辰巳 裕規
全国クレジット・サラ金問題対策協議会	代表幹事	木村 達也
全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会	会長	澤口 宣男
ホームレス法的支援者交流会	共同代表	後閑 一博
	同上	木原万樹子
自立生活サポートセンターもやい	代表	稲葉 剛
首都圏生活保護支援法律家ネットワーク	共同代表	釜井 英法
	同上	猪股 正
生活保護支援ネットワーク静岡	代表	布川日佐史
全大阪労働組合総連合（大阪労連）	議長	川辺 和宏
しんぐるまざあず・ふぉーらむ関西	理事長	神原 文子
生活保護支援九州ネットワーク	代表	永尾 廣久

大阪市にも雇用の緊急対策、地域経済支援についての要請

12月26日、大阪労連は大阪市に対しても、緊急の労働者支援の要請を行いました。要請内容を抜粋して紹介します。

1. 国に以下の緊急要求事項を要請すること

(1) これまで派遣労働・期間労働に従事しながらも、失業して生活困窮している労働者に、就労中の失業給付の遡及的支給（みなし適用）を行うこと。

30日以内あるいは2ヶ月18日未満で就労していたという証明（賃金明細等）があれば、日雇雇用保険を適用し、失業給付を支給すること。

2. 大阪市が緊急に取り組むべき課題

- (1) 市長を本部長にした「緊急雇用地域経済対策本部」(仮称)を設置し、市独自の失業防止と雇用拡大の雇用対策と必要な予算化を講じること。
市長自身が、派遣労働者など非正規雇用形態の労働者らの「途中解約」「雇い止め」、「内定取り消し」などをすすめる大企業に社会的責任をさとし、雇用を維持すること、下請 2 法の周知・遵守を直接はたらきかけること。
- (2) 「住居喪失不安定就労支援事業 (OSAKA チャレンジネット)」、「ホームレス就業支援センター」の拡充を図るため、必要だと捉えている課題を明らかにし、運営協議会等に働きかけること。
- (3) 失職した派遣労働者・期間工などへの緊急対策事項
 - ①生活費 ⇒ 緊急の貸付制度を実施すること。
 - ②住居 ⇒ 緊急避難的な「シェルター」の新規開設、公営住宅の入居を保障すること。
 - ③職業能力開発 ⇒ 職業訓練・技能講習では、生活支援と平行した内容として実施を検討すること。
 - ④公的就労 ⇒ 大阪市として公的雇用対策事業を行うこと。公共工事・公共事業における「総合評価方式」を拡大し、雇用の促進を図ること。

大阪労連緊急年越し生活相談の取り組みに読売新聞、産経新聞から問い合わせ

12月27日から1月5日(1月1日から3日は除く)の緊急年越し宣伝の取り組みをマスコミに知らせたところ、読売新聞と産経新聞から問い合わせの電話がかかっています。大阪労連はこの期間複数で相談体制をとります。

《大阪府も12月29日、30日労働相談受付。 06-6944-9198》

24日ホットライン「ダイハツ派遣切り」の労働者の相談から

その労働者はダイハツに派遣で今年2月から就労、長期でお願いしますといわれていたのに、突如、11月に12月25日で契約終了を告げられました。

25日で仕事は終了し、28日には寮から追い出される。派遣法違反の可能性も高い事案ですが、とにかく本人の希望は仕事と住むところです。

派遣の差別はひどいものです。雇止め後の寮からの追い出しも、派遣は期間工からも大きな差別を受けていて、退寮の猶予も期間工なら1ヶ月、派遣は2日という差別です。

池田工場ですが、寮は宝塚で、自転車で25分くらいのところのようです。相談者は仕事を探して焦っていたが、たまたま携帯ニュースで電話を知ったので、住むところの相談をと思って電話をしてきたようです。

この事案が26日、ホットラインで相談を受けた弁護士から豊能地区協に回ってきました。直接、本人に詳しい内容を聞こうと電話したのですがつながらなく、留守番電話に伝言を。寮追い出しが28日ということなので時間の猶予が余りなく、早速、派遣元(日本K)に電話を。相談メモを参考に、寮の延長で話しをし、1ヶ月間延長するとのことになりました。ようやく本人から連絡があり、そのことを本人に伝えました。今後のこともあるので地域労組加入をすすめ、取り組んでいきたいと考えています。

なお、ダイハツ工業へは大阪労連として、1月6日(火)14時から要請に何うと、会社に申し入れをしています。(大阪労連豊能地区協 遠近照雄)